

市からのお知らせ

Hot news of daily life

青森市立青嶺のぞみ中学校
入学希望者説明会

令和9年4月に、公立夜間中学「青森市立青嶺のぞみ中学校」が開校します!夜間中学は、様々な事情により義務教育を十分に受けられないまま中学を卒業したかた、不登校などにより十分に学ぶ機会を得られなかったかたなどの就学機会を提供する場として、全国で69校(令和8年4月時点)が設置されています。

青嶺のぞみ中学校では、目指す学校像である『～人生100年時代を見据え、生徒一人一人が、世代や国籍を超えて、「学ぶ喜び」や「人とつながる喜び」を分かち合い、未来を拓く学校～』として様々な年代・国籍のかたが安心して学ぶことのできる新たな場となるよう準備を進めているところです。

◆入学希望者アンケート実施中【回答期間】9/30(水)まで

入学希望のかたは、アンケートにご回答ください。ご回答いただいたかたへ、説明会のご案内をいたします。

【アンケート回答方法】

- ①インターネット 下記URLまたは
二次元コードから回答

※下記URLには多言語版アンケート(英語、中国語、韓国語、ベトナム語)のリンクもあります。

☞https://www.city.aomori.aomori.jp/kodomo_kyoiku/kyoikujigyoku/1003640/1010413.html

②アンケート用紙

市内市有施設、教育委員会事務局総務課窓口に備付けのアンケートチラシに直接記入し、〒030-0801 新町一丁目3-7 教育委員会事務局総務課(☎017-718-1371)へ



【説明会】

時 9/13(日)13:00～、9/16(水)18:00～

所 古川小学校 体育館

対 青森市立青嶺のぞみ中学校への入学を検討中のかたとその保護者

備 いずれの日程にも参加できない入学希望者は下記までご連絡ください。

◆夜間中学に関する図書を集めた展示コーナーを設置

青嶺のぞみ中学校への入学を検討中のかたなど、夜間中学がどういう場所か興味を持たれたかたは、この機会にぜひご覧ください!

所 市民図書館 6階エレベーター裏側



☎教育委員会事務局総務課(☎017-734-5609、☎017-718-1371)
ID 1010413

クマの出没にご注意を

今年度もツキノワグマの出没が多発しており、県ではツキノワグマ出没警報を発表しています。八甲田地区では山菜採り中の人身被害が相次いで発生しています。

秋は、クマがエサを求めて広く行動する時期です。登山などの際は、事前にくまログあおもり・市SNSなどで出没情報を確認し、クマに出会わないように危険な場所には近づかず、食料は放置しないで必ず持ち帰りましょう。なお、八甲田地区の大半は国有林で、森林法により山菜やキノコなどの採取は禁止され、罰則もあります。

また、住宅地周辺へクマを誘引しないよう、生ごみ、収穫した農作物、米・米ぬかなど、クマの餌となるものを食べられる状態で屋外に放置しないようにしましょう。クマを目撃した場合は、場所・時間・大きさ・逃走方向などをご連絡ください。

☎環境保全課危険鳥獣対策室(☎017-718-0293)

浪岡振興部市民課(☎0172-62-1140)

ID 1002088



くまログあおもり

新青森市斎場がオープンします

老朽化した青森市斎場の建て替えにより10/1(木)から新青森市斎場がオープンします。新青森市斎場は、遺族控室や告別室兼収骨室を増設してプライバシーの保護に配慮するほか、キッズルームや授乳室を設けるなど、ユニバーサルデザインを取り入れ、ご遺族や会葬者に配慮した施設となっています。また、青森市斎場と青森市浪岡斎園における市民の火葬に係る使用料は引き続き無料ですが、その他の使用料は10/1(木)以降の使用許可から改定となります。



区分		使用料
火葬(12歳以上)	死亡者が市民	無料
	死亡者が市民以外	40,000円
動物火葬	使用者が市民	8,000円
	使用者が市民以外	16,000円



市HP

☎生活安心課(☎017-734-5277) ID 1010693

9月23日は「手話の日・手話言語の国際デー」
手話は言語だと知っていますか?

「手話言語の国際デー」は平成29年12月19日に国連総会で決議されました。決議文では、手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者の人権が完全に保障されるよう国連加盟国が社会全体で手話言語についての意識を高める手段を講じることを促進することとされています。

9月23日は1951年に世界ろう連盟が設立された日です。

市でも、令和2年4月に「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」を施行し、手話が言語であることの普及に努めています。

◆国際ろう者週間 9/21(月)～27(日)

◆ブルーライトアップ

世界各地で、世界ろう連盟のロゴの色であり「世界平和」を表す青色にライトアップを行っています。9/21(月)～27(日)の期間は、本庁舎エントランスホールにおいて、ブルーライトアップを行うほか、手話が言語であることに関するパネル展示を予定しています。

◆令和7年6月25日に「手話に関する施策の推進に関する法律(手話施策推進法)」が施行され、9月23日を「手話の日」とすることが明記されました。手話施策推進法は、手話が日常生活を送る上で重要な意思疎通の手段であることが位置づけられています。

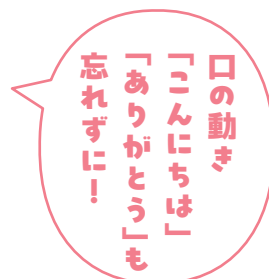
◆手話であいさつしてみよう!



こんにちは



ありがとう



©青森市ろうあ協会 南 夕子

☎障がい者支援課(☎017-734-5327)

令和8年度青森市賃上げ・
物価高騰対策応援金(中東情勢追加交付)

物価が高騰するなか、中東情勢の緊迫化により更なる影響を受けている中小企業者などを支援するため、応援金を交付しています。申請忘れのないようご注意ください。

※本応援金は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

◆申請期間 9/18(金)まで

- オンライン申請の場合、9/18(金)中に
入力完了(送信)したものまで有効
- 郵送申請の場合、9/18(金)消印有効

☎経済政策課(☎017-718-3964) ID 1009969



オンライン申請

お一人での避難が困難なかたへ

～避難行動要支援者避難支援制度のお知らせ～

市では、災害が発生した場合などに、自ら避難することが困難で、何らかの支援が必要なかた（避難行動要支援者）の名簿を作成し、本人の同意を得て、町(内)会、民生委員、消防団などの避難支援等関係者へ事前に情報を提供し、災害発生時の情報伝達や安否確認などに役立てています。

災害時の避難支援を希望し、個人情報の提供に同意されるかたは、青森市避難行動要支援者同意確認書兼個別計画（個別計画）の提出をお願いします。

※情報提供の同意を強制するものではありません。

備 個別計画の提出方法など、ダウンロードは市HPから
問 福祉政策課（☎017-734-5314）
浪岡振興部健康福祉課（☎0172-62-1174）



市HP

◆対象者 青森市に居住する在宅者であって、次のいずれかに該当するかた（既に提出しているかたは必要ありません）

対象区分	
①高齢者など	満75歳以上のかただけで構成される世帯のかた ※満75歳以上のかたと他の対象区分に該当するかたで構成される世帯のかたも該当
	要介護認定3～5のかた
②障がい者	1級～3級の身体障害者手帳をお持ちのかた
	愛護（療育）手帳をお持ちのかた
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた
③難病患者	難病患者で避難に支援が必要なかた
④その他	医療的ケア児、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人など

◆避難支援者の登録にご協力ください

避難支援者とは、避難行動要支援者を日頃から見守り、災害発生時に避難情報を伝えたり、一緒に避難するなどの支援を行うかたをいいます。

近隣の避難行動要支援者から避難支援者として個別計画への登録をお願いされた場合は、ご協力をお願いします。

重度心身障害者医療費助成

心身に重度の障がいがあるかたが、医療機関などを受診した際の保険診療に係る医療費の自己負担分を助成します（所得制限などの要件あり）。詳しくは、お問合せください。なお、現在助成を受け、障がいの程度と所得が基準内のかたには、新しい受給者証または決定通知書を9月末までに郵送します。

◆助成対象者 身体障害者手帳1級・2級及び3級（3級は心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障がいに限る）、愛護（療育）手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちのかた

※65歳以上のかたはそのほかの要件あり

問 国保医療年金課（☎017-734-5345）
浪岡振興部健康福祉課（☎0172-62-1153）

介護慰労金を支給します

要介護状態のかたを在宅で日常的に介護している家族を対象に、申請によって介護慰労金を支給します。

◆対象 ①～③全てに該当するかたを日常的に介護している家族（市民税非課税世帯で固定資産税や国民健康保険税など市税に滞納がないかた）

①在宅で生活し、市民税非課税世帯で介護保険料に滞納がないかた（※分割納付は可の場合あり）

②R8.10/1以前の1年間、市内に住所を有し、要介護3～5もしくは要介護2で認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上のかた

③R8.10/1以前の1年間、介護保険サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、訪問入浴サービスなどの在宅サービスや、特別養護老人ホーム、グループホームなどの入所サービス、福祉用具の貸与・購入、住宅改修など）を利用していないかた（年間7日以内のショートステイ利用は除く）

◆支給額（年額）

- 要介護4～5に該当するかたを介護している家族 10万円
- 要介護2～3に該当するかたを介護している家族 2万円
- 要介護2～3と4～5の期間が混合している場合 2万円

申 問 10/1（木）～30（金）に、介護保険被保険者証、通帳（介護をしているかたの名義のもの）を持参の上、高齢者支援課（☎017-734-5326）、浪岡振興部健康福祉課（☎0172-62-1134）へ

市営住宅の入居者を募集

◆申込期間 9/1（火）～14（月）
◆抽選予定日 10/17（土）（申込者には、抽選会のご案内をはがきで通知）
◆入居予定日 11月中旬以降

団地名	住所	募集戸数	住戸タイプ	階数 エレベーターの有無	参考月額使用料
青森地区					
① 市営住宅 小柳第一団地	小柳三丁目 小柳四丁目	5	2DK（5.8畳、5.7畳、DK）	3・6～8階 有	15,700～31,500円
② 市営住宅 小柳第一団地	小柳三丁目 小柳四丁目	2	3LDK（6.7畳、6.5畳、5.8畳、LDK）	5・7階 有	24,400～47,900円
③ 市営住宅 桜川第一団地	桜川三丁目	1	3K（6畳、4.5畳、3畳、K）	4階 無	7,500～14,700円
④ 特定公共賃貸住宅 ベイスайд柳川	柳川一丁目	1	3DK（6畳、6畳、5.5畳、DK）	10階 有	61,000円
浪岡地区					
⑤ 市営住宅 赤川団地	浪岡字平野	2	3K（6畳、4.5畳、3畳、K）	2・4階 無	7,200～9,100円
⑥ 市営住宅 福田団地	浪岡福田	1	3DK（8畳、6畳、6畳、DK）	長屋2階建 無	18,100～35,500円

◆申込資格

- ▶現に住宅に困窮していることが明らかなかた（原則として居住可能な持家があるかたは申込みできません ※④を除く）
- ▶同居する親族があるかた
※②は入居する世帯員が4人以上
※③⑤⑥は一人で生活できる60歳以上のかた、生活保護受給者や障がい者、DV被害者などは、単身世帯での申込みも可能。
- ▶世帯の月額所得が15万8千円以下（高齢者世帯・障害者世帯・子育て（18歳に達する日以後の3月31日までの間にある子がいる）世帯・若者夫婦（いずれかが39歳以下の夫婦のみ）世帯は21万4千円以下）
※③⑤は世帯の月額所得が11万4千円以下もしくは13万9千円以下
※④は世帯の月額所得が15万8千円～25万9千円以下
- ▶市税を滞納していないかた ※分割納付は可の場合あり
- ▶暴力団員でないかた など

※詳しくは、申込先へお問合せください。

◆申込み・問合せ（申込期間中に下記申込先へ申込書を提出）

青森地区：市営住宅指定管理者協同組合タッケン
（駅前庁舎3階 ☎017-734-2381）

浪岡地区：市営住宅指定管理者（有）皆成建設
（浪岡庁舎3階 ☎0172-62-1167）

問 住宅政策課（☎017-734-5572）、
浪岡振興部都市整備課（☎0172-62-1145）



過去に生活保護を受給していたかたへ

～生活保護費追加給付のお知らせ～

平成25年8月以降に本市で生活保護を受給していたかたで、現在は生活保護を受給していないかたは、追加給付の対象となる場合があり、追加給付を受けるためには申出が必要です。

※現在まで継続して生活保護を受給している世帯（受給が途中で廃止となっていない世帯）は申出が不要です。詳しくは、青森市生活保護費追加給付コールセンターへお問合せください。

◆申出受付期間 R9.7/31（土）まで
◆申出受付窓口開設場所 駅前庁舎4階

※R9.4/1以降の申出受付窓口開設場所と問合せ先は変更となる可能性がありますので、市HPをご覧ください。

問 青森市生活保護費追加給付コールセンター
（☎0120-540-265／土・日、祝日、年末年始を除く9:00～17:00）
ID 1011059



市HP

国民年金保険料が一部免除されたかたへ

保険料の一部免除が承認された場合、減額された保険料を納付していない期間は、未納扱いとなります。保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障がい・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合がありますので、一部免除されたかたは減額された保険料の納付をお願いします。

対 国民年金保険料が一部免除されたかた
問 青森年金事務所国民年金課
（☎017-734-7495 音声案内2番を押して、再度2番を押す）

古川市民センター温水プール 開放休止のお知らせ

古川市民センター温水プールは9/21（月）から10/31（土）までライン塗装修繕工事を実施するため、工事期間中は温水プールの開放を休止します。利用者の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

問 中央市民センター（☎017-734-0163）

市民図書館休館のお知らせ

蔵書点検のため、10/3（土）～14（水）は休館となります。

【休館中の返却】

◆図書・雑誌 ブックポスト（アウガ1階新町通り駅側、本庁舎エントランスホール、あびねす）、各市民センター、浪岡中央公民館図書室、移動図書館へ

◆CD・ビデオ・DVD 各市民センター、浪岡中央公民館図書室、移動図書館へ

所 問 市民図書館（☎017-776-2455）



秋の全国交通安全運動

9/21（月）～30（水）

秋は日没が早まる時期です。交通事故を未然に防ぐために、早めのライト点灯を心掛けましょう。

◆運動の重点

- ①〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- ②〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- ③〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底

問 生活安心課（☎017-734-5258）

秋の建築物防災週間

8/30（日）～9/5（土）

地震や火災から尊い人命や財産を守るため、この機会に、自宅やブロック塀などの耐震性を確認し、防災への備えを再確認しましょう。

ブロック塀などの点検項目について解説したパンフレットを市HPに掲載のほか、建築指導課でも配布しています。

また、大規模店舗・ホテルなどの施設管理者は、耐震診断や耐震改修、避難経路の確保などを行い、施設利用者の安全確保に努めましょう。

問 建築指導課（☎017-752-8274） ID 1002172

屋外広告物適正化旬間

9/1（火）～10（木）

期間中、屋外広告物のパトロールや違反広告物の除去を実施します。広告物の設置や点検について、詳しくは市HPをご覧ください。

◆屋外広告物を設置する際のルールを守りましょう

無秩序な設置によって、景観を損なったり、人々に危害をもたらしたりしないよう、ルールを守り、美しい街並みを維持しましょう。

◆屋外広告物の設置には許可が必要です

一定期間以上継続して屋外で公衆に向けて表示されるものは、屋外広告物に該当します。

一定の表示面積を超える屋外広告物は、条例に基づく許可申請が必要です。屋外広告物を表示できる基準は、設置する地域や広告物の種類で異なります。

◆安全点検をしましょう

屋外広告物が落下する事故が全国的に発生しています。広告物の設置者・管理者は定期的に安全点検をしましょう。

問 建築営繕課（☎017-752-8964） ID 1009313

アメリカシロヒトリは早めの防除を

アメリカシロヒトリの幼虫は、6月下旬頃と8月下旬頃に多く発生し、樹木を食害します。街路樹や公園の樹木に発生を確認した場合は、ご連絡ください。防除方法など詳しくは、本紙6月号または市HPをご覧ください。

問 公園河川課（☎017-752-8342） ID 1005929

包括外部監査結果に対する改善措置を公表

外部の専門家（公認会計士）による令和7年度包括外部監査「交流人口の増加及び関係人口の創出に向けた施策及び事業に係る財務事務の執行について」の結果に対する改善措置を、市役所各庁舎、各支所・市民センターなど（市HPにも掲載）で公表しています。

時 8月下旬から1年間、各施設の開庁・開館時間

所 市役所各庁舎、各支所・市民センター、市HPなど

問 監査委員事務局（☎017-761-4382） ID 1010224

青森市議会議員一般選挙 立候補予定者説明会

11月8日執行青森市議会議員一般選挙の立候補予定者説明会を開催します。

◆立候補予定者説明会

時 9/18（金）13:30～ 所 ホテル青森 3階 あすなる・はまなすの間

◆立候補の届出（告示日）

時 11/1（日）8:30～17:00 所 市役所本庁舎議会棟 第3・第4委員会室

問 選挙管理委員会事務局（☎017-734-5822）

各霊園に秋彼岸の臨時バスを運行

三内・月見野・八甲田の各霊園に臨時バスを運行します。詳しくは、交通部HPまたは、東部営業所・西部営業所・青森駅前発売所・NTT青森支店前発売所で配布している時刻表をご覧ください。



◆運行日 9/23（水）

問 東部営業所（☎017-726-5443）、西部営業所（☎017-788-2326）

八甲田霊園内の通行規制

バス運行のため、八甲田霊園の一部区間において一方通行の規制を行います。通行規制の詳細はHPをご覧ください。

時 9/23（水） 問 生活安心課（☎017-734-5277） ID 1008653

合併処理浄化槽への転換設置費用の一部を補助

水環境の保全と公衆衛生の向上を目的に、単独処理浄化槽やくみ取便所から合併処理浄化槽への転換設置する費用の一部を補助します。

対象区域と補助要件など（市HPに掲載）をご確認の上、工事着手前に申請手続を行ってください。

◆対象区域（対象となるか、事前にお問合せください。）

- ・公共下水道事業、農業集落排水事業の整備または計画外の区域
- ・公共下水道の整備方針の変更により市が指定した次の指定区域
浅虫地区、野内地区、矢田地区、戸山地区、横内地区、浜館地区、虹ヶ丘地区、駒込地区、野尻地区、四ツ石地区、新町野地区、荒川地区、合子沢地区、蛭沢地区、幸畑地区、大矢沢地区、野木地区、柳川地区、安方地区、青柳地区、第二問屋町地区、ハツ役地区、安田地区、羽白地区、新城地区、石江地区、油川地区、新田地区、沖館地区、三内地区、大釈迦地区、杉沢地区、浪岡平野地区、浪岡川合地区（各地区の一部）

◆補助限度額（補助基数には限りがあります。）

- ・5人槽 41万4千円（指定区域 48万2千円）
- ・6～7人槽 47万4千円（指定区域 55万8千円）
- ・8～10人槽 66万円（指定区域 77万2千円）

申 事前に、対象区域・要件・補助対象などをお問合せください。課窓口へ申請書類一式を直接提出。

問 廃棄物・リサイクル課（☎017-718-1162） ID 1002066

消防団に宝くじ助成金

（一財）自治総合センターでは、宝くじの受託事業収入を財源にコミュニティ助成事業を実施しています。青森市消防団では、宝くじ助成金を活用して林野火災対策の背負い式消火水のうを整備しました。

消防本部 警防課（☎017-775-1440）



使用済み食用油は燃えるごみに出しましょう

市では、ご家庭での使用済み食用油（廃食用油）を回収していませんので、市役所や市民センターなどには持ち込まないでください。処分する場合は、不要な布や新聞紙に染み込ませるか、市販の凝固剤で固めて「燃えるごみ」に出してください。

なお、回収については専門業者や回収を行っている小売店などにお問合せください。

環境政策課（☎017-718-1178）

旅券（パスポート）申請の手数料変更

◆旅券手数料が変わります

- 7/1から旅券手数料などが改定となりました。（詳細は外務省HP）
- 窓口混雑なども想定されますので、時間的余裕をもった申請にご協力をお願いします。



外務省HP

◆県庁窓口での申請の事前予約サービスを開始します

- 県庁窓口では、7/1から申請日時の予約サービスを開始しています。
- 予約は、青森県電子申請・届出システムからお申込みください。



お申込先

◆パスポート受取可能日検索システム（通称「パスけん」）をご利用ください

- 「パスけん」は、旅券の作成状況や受取可能日を確認できますので、受取の際の事前確認などにご利用ください。



パスけん

県国際誘客交流課（☎017-777-4499）

自動車税に係る納税証明書の提示の省略

登録自動車は、車検の際、国の継続検査窓口（運輸支局）での自動車税の納税証明書の提示を省略できます。また、青森県が課税している登録自動車の納税確認を行えるシステムもありますのでご利用ください。ただし、自動車税を納付後、すぐに継続検査を受検されるかたは、納税証明書の提示を求められる場合がありますので、ご注意ください。詳しくは、県HPをご覧ください。

県中央県税事務所 納税管理課（☎017-734-9970）



県HP

青森地方裁判所本庁での集約処理

10月1日から、青森地方裁判所弘前支部と青森地方裁判所八戸支部の不動産執行事件、債権執行事件、財産開示事件、情報取得事件は、青森地方裁判所本庁で取り扱うことになりました。

◆既に弘前支部と八戸支部に申立てをされている事件

10月1日から全て青森地方裁判所本庁で取り扱います。

◆新たに申立てをされる場合

10月1日から青森地方裁判所本庁で受付します。（郵送可）

青森地方裁判所民事部執行係（☎017-722-5625）



納期限のお知らせ

今月分として納めていただく市税などの納期限は、次のとおりです。

※口座振替の場合、納期限が引き落とし日

◆9/30（水）納期限

- ①固定資産税（普通徴収分） 第3期分
- ②国民健康保険税（普通徴収分） 第3期分
- ③後期高齢者医療保険料（普通徴収分） 第3期分
- ④介護保険料（普通徴収分） 第3期分
- ⑤児童保育負担金（保育料） 9月分
- ⑥市営住宅使用料 9月分
- ⑦市営住宅駐車場使用料 9月分
- ⑧放課後児童会負担金 9月分

◆10/13（火）納期限

- ⑨市・県民税（給与特別徴収分） 9月分

問①～⑤、⑧⑨納税支援課

（☎017-734-5209）

⑥⑦住宅政策課

（☎017-734-5572）



青森地方法務局からのお知らせ

✳ 不動産を相続したかたへ

これまで任意だった相続登記が、令和6年4月1日から法律上義務化されました。該当するかたは、早めの相続登記申請をお願いします。

- ・相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記を法務局に申請する必要があります。
- ・遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合にも、遺産分割から3年以内に相続登記をする必要があります。
- ・令和6年4月1日より前の相続も対象となり、令和6年4月1日より前に相続したことを知った不動産については、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。
- ・正当な理由がなく相続登記をしない場合には、10万円以下の過料が科される可能性があります。

詳しくは、法務省HPをご確認いただくか、最寄りの法務局（予約制の手続案内を実施中）や司法書士にご相談ください。



法務省HP

✳ 不動産の所有者のかたへ

令和8年4月1日から、これまで任意だった住所、氏名及び会社・法人の名称の変更登記が法律上義務化されました。該当するかたは、お早めに変更登記をお願いします。

- ・所有権の登記名義人は、住所、氏名及び会社・法人の名称の変更の日から2年以内に、変更登記を法務局に申請する必要があります。
- ・令和8年4月1日より前に変更があった場合も対象となり、令和10年3月31日までに変更登記をしていただく必要があります。
- ・正当な理由がなく住所等変更登記をしない場合には、5万円以下の過料が科される可能性があります。

詳しくは、法務省HPをご確認いただくか、最寄りの法務局（予約制の手続案内を実施中）や司法書士にご相談ください。



法務省HP

問 青森地方法務局登記部門（☎017-776-6231 音声案内2番）

✳ 遺言書の作成を考えているかたへ

皆さんが作成した自筆証書遺言書は、法務局に預けることができます。法務局において保管する自筆証書遺言書保管制度の特徴は、次のとおりです。

- ・法務局が遺言書を大切に保管し、遺言書の紛失や誰かに改ざんされる心配がありません。
- ・遺言書があれば自身の財産を確実にご家族などに託すことができます。相続をめぐるトラブルも未然に防止することができます。
- ・遺言者が亡くなった後に、ご自身が指定したかたへ「法務局で遺言書を保管している」旨の通知を送付するサービスもありますので、誰からも遺言書の存在を気付いてもらえなかったという心配がありません。

詳しくは、法務省HPをご確認いただくか最寄りの法務局へお問合せください。

問 青森地方法務局供託課（☎017-776-6231）



法務省HP

お困りごと相談窓口 無料

9月の市民相談

所 岡市民なんでも相談室(駅前庁舎1階)
(☎017-734-5249)

予約不要

【一般相談】

●市民なんでも相談室

時 月～金曜日(祝日を除く)
8:15～18:30※来庁または電話で受付

【特別・専門相談】※各相談10人程度

●人権相談

時 7(月)・24(木) 10:00～15:00

●行政相談

時 3(木)・10(木)・17(木)・24(木)
10:00～15:00

●司法書士相談

時 7(月)・15(火) 10:00～14:00

●不動産相談

時 3(木)・10(木)・17(木)・24(木)
10:00～15:00

●土地家屋調査士相談

時 7(月) 10:00～14:00

●行政書士相談

時 11(金)・18(金)・25(金)
10:00～12:30

要予約

●法律相談

時 ①14(月)、②28(月) 13:00～15:00

人 各5人(申込順)

申 事前に、

生活安心課(☎017-734-5250)へ

①は1(火)から、②は15(火)から
受付(8:30～)

※相談は、1回まで(1人20分間)

浪岡地区

人権相談・行政相談

時 9/3(木)・17(木) 9:00～15:00

所 浪岡総合保健福祉センター

問 浪岡振興部健康福祉課
(☎0172-62-1113)



ひとり親家庭などの

無料法律相談 要予約

離婚・養育費などの相談に弁護士
がお応えします。

時 10/1(木) 13:00～15:00

所 子育て支援課 人 4人(申込順)

備 相談時間は30分。申込時に相談内
容をお知らせください。

申 問 9/28(月)までに、ひとり親家庭
等就業・自立支援センター
(☎017-734-5817)へ

市税などの平日夜間納付
相談窓口開設のお知らせ

平日夜間納付相談

【青森地区】

時 9/14(月)～17(木)・24(木)・
28(月)～30(水) 20:00まで

所 問 納税支援課(☎017-734-5209)

【浪岡地区】

時 9/25(金)・28(月)～30(水)
20:00まで

所 問 浪岡振興部納税支援課
(☎0172-62-1141)

男女共同参画に係る

無料専門相談 要予約

【A】離婚をはじめとする法律に関する
問題に、弁護士がアドバイスします。

時 9/8(火) 人 3人(申込順)

備 相談時間は30分。申込時に相談
内容をお知らせください。

【B】こころの悩みに、
公認心理師が応じます。

時 9/17(木) 人 2人(申込順)

備 相談時間は50分。申込時に相談
内容をお知らせください。

時 13:00～15:00 所 アピオあおもり
申 問 ①は9/3(木)、②は9/15(火)まで
に、県男女共同参画センター相談室
(☎017-732-1022/水曜日を
除く9:00～16:00)へ

アイヌの方々からの様々な
ご相談をお受けします

日常生活でお困り
のこと、嫌がらせ、差
別など何でもご相談く
ださい。

相談無料
匿名可
秘密厳守

アイヌの方々のための専用フリー
ダイヤル ☎0120-771-208

時 月～金曜日(祝日、12/29～1/3を
除く) 9:00～17:00

問 (公財)人権教育啓発推進センター
(☎03-5777-1802)

こどもの人権相談
強化週間

期間中は相談時間を延長し、
土・日曜日も相談を行います。相
談は無料で、秘密は守ります。ひ
とりで悩まず、相談してください。

【こどもの人権110番】
☎0120-007-110(通話無料)

【LINEじんけん相談】
@linejinkensoudan

時 ①8/28(金)、
8/31(月)～9/3(木)
8:30～19:00

②8/29(土)・30(日) 10:00～17:00
※通常の相談時間は、月～金曜日
(祝日を除く)の8:30～17:15

問 青森地方法務局人権擁護課
(☎017-776-9024)

「解決の糸口を
見つけに行こう!」
無料相談会 要予約

専門スタッフや弁護士がお金や
暮らしに関する悩みなどについて、
一緒に解決の糸口を見つめます。
【対象の相談】多重債務問題、遺
産相続、不動産売買、公共料金の
滞納、DV・離婚問題など

時 9/5(土) 10:00～16:00

所 申 問 事前に、信用生協青森事務所
(☎0120-102-143)へ

女性のための
行政書士相談会

相続や遺言、離婚
に伴う手続、老後の備
え、起業・創業など、女
性のライフステージ
に関わる手続や書類
作成について、女性
行政書士が丁寧にお話をうかがい
ます(当日先着順)。



時 10/30(金) 10:00～15:00

所 市民なんでも相談室(駅前庁舎1階)

問 青森県行政書士会青森支部
(☎017-763-1155)

行政書士制度
広報月間無料相談会

行政書士が、遺言・相続・成年後
見をはじめ、各種許認可手続など
の困りごとに関するご相談に応じ
ます(当日先着順)。

時 10/2(金) 10:00～15:00

所 市民なんでも相談室(駅前庁舎1階)

問 青森県行政書士会青森支部
(☎017-763-1155)

借金に関する相談窓口

相談員が借金の状況などをう
かがい、必要に応じて弁護士など
に引継ぎます。

【相談専用】 ☎017-774-6488

時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8:30～12:00、13:00～16:30

問 東北財務局青森財務事務所理財課
(☎017-722-1463)

10月1日は公益社団法人
全日本不動産協会
全国一斉
不動産無料相談会

不動産に関する法律・税金・建
築・空き家などのお悩みに弁護
士・税理士などの専門家が無料で
お応えします。

時 10/1(木) 10:00～16:00

所 ねぶたの家フ・ラッセ
1階 交流学习室(1)

問 公益社団法人全日本不動産協会
青森県本部(☎017-775-3891)

遺言・相続・
成年後見制度利用などに
関する無料相談会

遺言・相続などの相談に行政書
士がお応えします。(当日受付順)

時 9/8(火) 13:30～15:00

所 男女共同参画プラザ「カダール」
研修室

備 次回は11/4(水) 13:30～を予定
しています。

問 公益社団法人コスモス成年後見
サポートセンター
青森県支部(☎017-742-1128)

法の日司法書士
無料法律相談会

10月1日は法の日です。相続・登
記・遺言・成年後見・多重債務・裁判
所提出書類作成など、日常生活で
の困りごとや法律上の悩みについ
て司法書士が、面談での無料相談
に応じますので、お気軽にご相談く
ださい。(当日先着順)

時 10/3(土) 10:00～15:00

所 しあわせプラザ「大会議室」

備 相談は無料ですが具体的な手続が
必要になる場合には、別途費用が
かかります。

問 青森県司法書士会
(☎017-776-8398)

暮らしとこころの
無料法律相談会 要予約

9/10～16の『自殺予防週間』
に合わせて無料法律相談会を実
施します。多重債務、労働問題、離
婚、DV、いじめなど、生活やこ
ころの悩みに関する法律相談です。

時 9/7(月)～11(金) 9:00～17:00

所 最寄の地域の法律事務所

申 問 事前に青森県弁護士会事務局
(☎017-777-7285/8/31(月)
～9/4(金) 9:00～17:00)へ。
「暮らしとこころの相談希望」とお
伝えください。

《広告》

法律相談は弁護士会へ

今すぐあなたの助けになりたい

青森県弁護士会所属の地元の弁護士事務所や弁護士が迅速に受けられます。

受付時間／平日午前9時から午後5時

相 談 料／30分 5,500円(税込)

※但し法テラスの扶助が利用できる場合無料

相談方法

- ① 悩みがある…
- ② 017-777-7285へ電話
- ③ 午前中に電話→当日15時～17時相談可能
- ④ ③以外の場合→弁護士を紹介します!

お申込・お問合せは：青森県弁護士会まで (TEL.017-777-7285)

当日相談も
できます